

## 遠野市若年者定着促進家賃補助金交付要綱

遠野市若年者定着促進家賃補助金交付要綱（平成28年遠野市告示第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、人口減少の著しい若年層の市内定住を促進し、もって市内事業所の人材不足を解消するため、Uターン、Iターン及びJターンした若年者の民間賃貸住宅の賃借に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていることをいう。
- (2) 若年者 本市出身者で1年以上市外へ転出した者又は本市以外の出身者であって、本市に住民登録し新たに市内事業所に正社員（契約期間の定めがなく雇用されている労働者をいう。）として就職した者のうち、年齢が45歳未満の者をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅又は従業員の居住の用に供する住宅であって、公的賃貸住宅又は親族所有の住宅を除くものをいう。
- (4) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃貸料及び共益費の月額をいう。
- (5) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する民間賃貸住宅に係る手当等の月額をいう。
- (6) 親族 3親等以内の親族をいう。
- (7) 市税等 市民税、法人税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、上下水道使用料、保育料及び給食費をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の表のとおりとする。

補助対象者	要件
(1) 若年者	ア 民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した者であって、現に当該住宅に居住していること。 イ 民間賃貸住宅に入居する世帯員が、公務員又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の役員又は職員でないこと。 ウ 民間賃貸住宅を居住以外の目的に使用し、転貸し又は当該住宅の使用権を他者へ譲渡していないこと。 エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃制度を受けていないこと。 オ 市税等を滞納していないこと。
(2) 事業主	ア (1) 若年者の補助対象者の要件を満たす従業員の居住の用に供する民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること。 イ 市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、雇用されている市内事業所の人事異動等が見込まれることによ

り市内に定住しないことが明らかであると認められる者は、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象者	補助対象経費	補助金の額
(1) 若年者	家賃から住宅手当受給額を控除した額	左欄に掲げる補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上限額は、15,000円とする。
(2) 事業主	家賃から従業員自己負担額を控除した額	同上

(交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象とする期間（以下「交付対象期間」という。）は、当初の交付決定をした年度内における居住した月以降の月から通算して36月を限度とする。ただし、月途中の入退去により日割で計算する家賃の支払いがある場合における当該月については、交付対象期間としない。

2 補助対象者の年齢が申請後において45歳に到達した場合における補助金の交付は、45歳に到達した日の属する月の翌年3月までの交付とする。ただし、45歳に到達した日の属する月が1月から3月までの場合は、その年の3月までの交付とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、それぞれ次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 若年者

- ア 遠野市若年者定着促進家賃補助金交付申請書（若年者用）（様式第1号）
- イ 雇用及び住宅手当支給証明書（様式第2号）
- ウ 納税状況等確認承諾書（様式第3号）
- エ 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 事業主

- ア 遠野市若年者定着促進家賃補助金交付申請書（事業主用）（様式第4号）
- イ 雇用及び住宅手当支給証明書
- ウ 納税状況等確認承諾書
- エ 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

2 前年から引き続き補助金の交付を受けようとする者は、毎年4月末までに遠野市若年者定着促進家賃補助金交付継続申請書（若年者用）（様式第5号）又は遠野市若年者定着促進家賃補助金交付継続申請書（事業主用）（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは遠野市若年者定着促進家賃補助金（継続）交付決定通知書（様式第7号）により、補助金を交付しないことと決定したときは遠野市若年者定着促進家賃補助金（継続）不承認決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金申請内容の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、申請の内容に変更が生じた場合は、変更の理由が生じた日から起算して14日以内に遠野市若年者定着促進家賃補助金変更承認申請書（様式第9号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、遠野市若年者定着促進家賃補助金変更決定通知書（様式第10号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第9条 補助金交付決定者は、当該補助金の請求について、4月分から9月分までを前期分とし、10月分から3月分までを後期分として、前期分は10月15日までに、後期分は4月15日までにそれぞれ遠野市若年者定着促進家賃補助金請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 家賃の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、前項に規定するそれぞれの請求があった日の属する月の翌月の末日までに、当該補助金交付決定者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行うものとする。

（補助金の取消し等）

第10条 市長は、補助金交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金交付決定者が市外へ転出したとき。

(2) 補助金の申請に関し、偽りその他の不正行為があったとき。

(3) 第3条第2項の規定に該当すると認められるとき。

(4) その他市長が補助金の交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、遠野市若年者定着促進家賃補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該補助金交付決定者に通知し、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

3 補助金交付決定者が前条第1項の規定による補助金の請求に係る当該補助金の請求日において市外に転出していると認められるときは、当該請求に係る補助金の全部を取り消し、補助金を交付しない。

4 市長は、前3項の規定により補助金交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。